

市第56号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見中央 地域ケアプラザ	中区常盤町1丁 目7番地	社会福祉法人横浜YMCA福 祉会 理事長 田 口 努	平成29年4月1日か ら平成34年3月31日 まで
横浜市笹野台地 域ケアプラザ	旭区下川井町36 0番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	同
横浜市日吉本町 地域ケアプラザ	港北区新吉田町 6,051番地	社会福祉法人緑峰会 理事長 高 田 優 一	同
横浜市鴨居地域 ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅 田町1,723番地 の1	社会福祉法人清光会 理事長 大 矢 直 子	同
横浜市深谷俣野 地域ケアプラザ	東京都新宿区中 落合2丁目5番 1号	社会福祉法人聖母会 理事長 塩 塚 俊 子	横浜市深谷俣野地域 ケアプラザの供用開 始の日から平成34年 3月31日まで

提 案 理 由

横浜市鶴見中央地域ケアプラザ等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）